

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局総務課

介護保険最新情報

今回の内容

改正介護保険法に係る周知用のリーフレットの送付に
ついて

計 8 枚（本紙を除く）

Vol.473

平成27年5月20日

厚生労働省老健局総務課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線 3919)
FAX：03-3503-2740

事 務 連 絡

平成 27 年 5 月 20 日

各都道府県 介護保険担当部（局） 御中
各市区町村 介護保険担当部（局） 御中

厚生労働省老健局総務課

改正介護保険法に係る周知用のリーフレットの送付について

平素より介護保険制度の円滑な実施に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護保険制度改正に係る周知については、平成 27 年 4 月 10 日付事務連絡において、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護 3 以上に限定する制度改正について周知用のリーフレットを送付させていただきましたが、今般、本年 8 月施行の制度改正のうち、一定以上の所得のある方の利用者負担割合の見直し、高額介護サービス費の負担限度額の見直し、食費・部屋代の負担軽減の見直し及び特別養護老人ホームの相部屋代の負担の見直しについてもリーフレットを作成しました。

各自治体におかれましては、関係団体、関係機関や介護サービス事業者に情報提供いただくとともに、介護保険サービス利用者等に対して新制度についてご説明する際にご利用ください。

なお、今回送付したリーフレットは、厚生労働省のホームページ（http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html）に掲載しておりますので、関係団体等への情報提供にご活用ください。

この他、上記の内容に関するポスターを作成し、5 月中に各保険者及び都道府県へ届くよう発送いたしましたので、併せて御活用いただきますようお願い申し上げます。

平成27年
8月から



一定以上の所得のある方は、 サービスを利用した時の負担割合 が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていましたが、団塊の世代の方が皆75歳以上となる2025年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくこととなります。

Q 2割負担になるのはどういう人ですか？

A 65歳以上の方で、合計所得金額^{*1}が160万円以上の方です（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）^{*2}。

ただし、合計所得金額^{*1}が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや65歳以上の方が2人以上いる世帯^{*3}で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{*4}」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

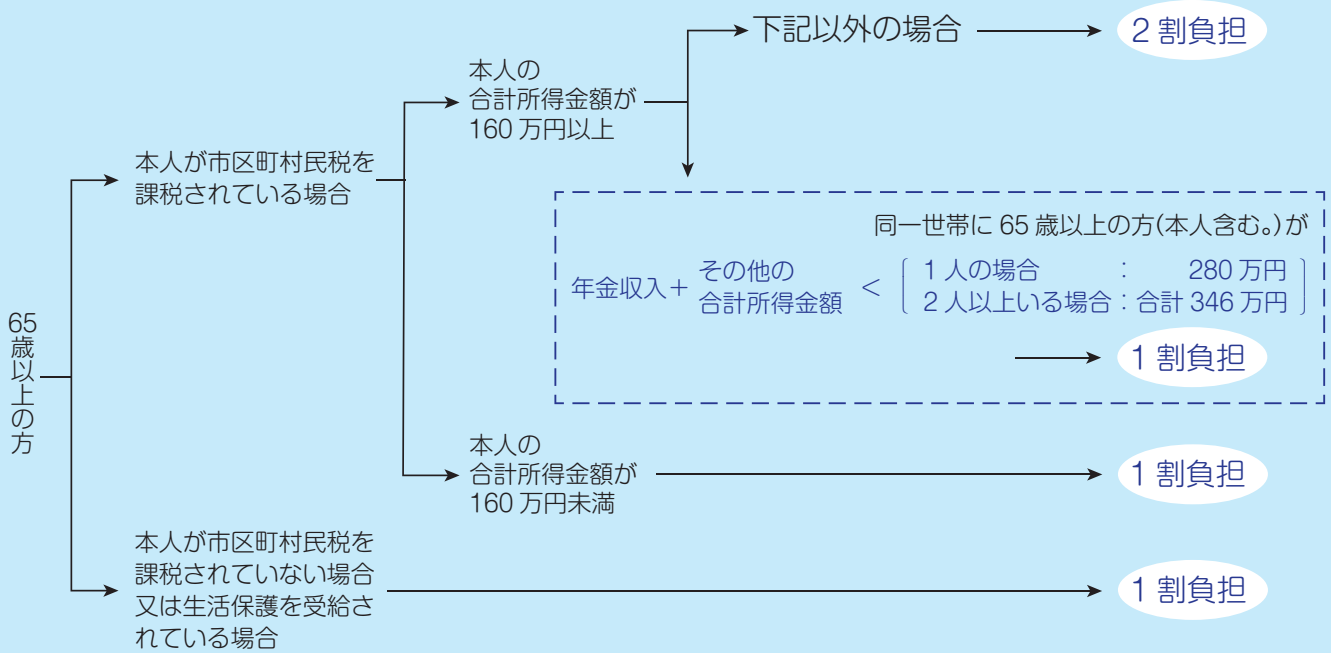
^{*1} 「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

^{*2} これは、65歳以上の方のうち所得が上位20%（全国平均）に該当する水準です。実際に影響を受けるのは介護サービスを利用されている方ですが、これは在宅サービス利用者のうち15%程度、特別養護老人ホーム入所者の5%程度と推計されます。

^{*3} 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯を指します。

^{*4} 「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

〈利用者負担の判定の流れ〉



Q いつから2割になるのですか？

A 平成 27 年 8 月 1 日以降にサービスをご利用されたときからです。

Q 1割負担から2割負担になった人は、全員月々の負担が2倍になるのですか？

A 月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。月々の負担の上限については、「高額介護サービス費の負担限度額の見直しについて」をご覧ください。

Q どうやって自分の負担割合を知ることができるのですか？

A 要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、利用者負担が1割の方も2割の方も、市区町村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。

この負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

介護保険負担割合証	
交付年月日 年 月 日	
被 保 険 者	番 号
	住 所
	フリガナ 氏 名
	生年月日 明治・大正・昭和 年 月 日 性別 男・女
利用者負担の割合	適用期間
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
割	開始年月日 平成 年 月 日 終了年月日 平成 年 月 日
保険者番号並びに保険者の名称及び印	

※負担割合証はイメージです。

平成27年
8月から

月々の負担の上限 (高額介護サービス費の基準)が 変わります

Q 高額介護サービス費とはどういう制度ですか？

A 介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1ヵ月に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。一般的な所得の方の負担の上限は 37,200 円です。

区 分	負担の上限 (月額)
現役並み所得者に相当する方がいる世帯の方	44,400 円 (世帯) [*] <新 設>
世帯内のどなたかが市区町村民税を課税されている方	37,200 円 (世帯)
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600 円 (世帯)
・ 老齢福祉年金を受給している方 ・ 前年の合計所得金額と公的年金等収入額の 合計が年間 80 万円以下の方等	24,600 円 (世帯) 15,000 円 (個人) [*]
生活保護を受給している方等	15,000 円 (個人)

※ 「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

Q どんな改正が行われるのですか？

A 特に所得の高い現役並み所得相当の方がいる世帯の方については、相応のご負担をお願いするため、**負担の上限が 37,200 円 (月額) から 44,400 円 (月額) に引き上げられます。**

Q 負担の上限の引き上げの対象者はどのような人ですか？

A 同一世帯内に課税所得^{*1}145 万円以上^{*2} の 65 歳以上の方がいる場合に対象になります。
ただし、

- ・ 同一世帯内に 65 歳以上の方が 1 人の場合 ： その方の収入が 383 万円未満
- ・ 同一世帯内に 65 歳以上の方が 2 人以上いる場合： それらの方の収入の合計額が 520 万円未満
である場合には、**その旨を市区町村にあらかじめ申請することで 37,200 円になります。**

※1 「課税所得」とは、収入から公的年金等控除、必要経費、給与所得控除等の地方税法上の控除金額を差し引いた後の額をいいます。

※2 この基準は、医療保険における 70 歳以上の高額療養費の限度額に係る基準と同様です。

Q いつから引き上げが行われるのですか？

A 平成 27 年 8 月 1 日以降にご利用されたサービスのご負担分からです。

〈判定の流れ〉

Step1

同一世帯内に課税所得 145 万円以上の 65 歳以上の方がいるかどうか（市区町村において自動判定）

・ いない場合 → 37,200 円（月額）

・ いる場合 → 44,400 円（月額） **Step2 へ**

Step2

- 同一世帯内の 65 歳以上の方の収入が
 - ・ 383 万円
（同一世帯内の 65 歳以上の方が 1 人の場合）
 - ・ 合計 520 万円
（同一世帯内の 65 歳以上の方が 2 人以上いる場合）
 未満であるかどうか（申請が必要）

